

保険 国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証をお使いの皆さんへ

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

有効期限と限度額適用などのお知らせがあります。期限は7月31日(水)となっておりますので、ご注意ください。

国民健康保険被保険者の皆さんへ 国民健康保険に加入している70歳から74歳の人

現在交付している「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は7月31日までとなっておりますので、7月下旬に新しい高齢受給者証(白色)を郵送します。8月1日以降は新しい高齢受給者証をお使いください。
なお、有効期限を過ぎた高齢受給者証は適正に処分してください。

医療費が高額になるときは限度額適用認定証の申請を

医療費が高額になる人に対して、限度額適用認定証を発行しています。限度額適用認定証を病院に提示すると、窓口での負担が少なくなる可能性があります。
■申請に必要なもの
国民健康保険証、印鑑、国民健康保険高齢受給者証(該当者のみ)
※国民健康保険税の滞納がある世帯には、認定証が交付されない場合があります。

限度額適用認定証をお持ちの人

現在交付している「限度額適用認定証」の有効期限は7月31日までとなっておりますので、引き続きご使用の予定がある人は8月中に更新の申請を行ってください。

自己負担限度額(月額)

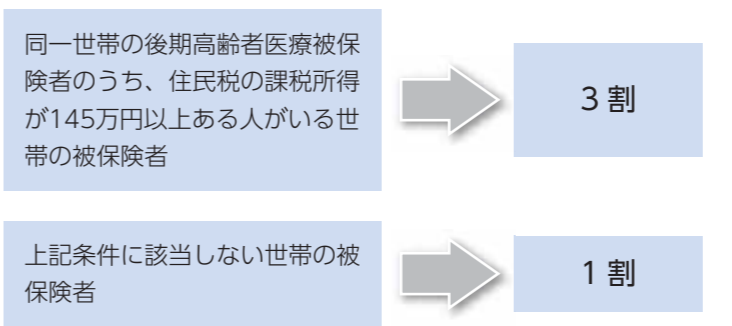
所得区分	70歳未満の人 (過去12カ月間の回数)	
	3回目までの限度額	4回目以降の限度額
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
上位所得者	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

所得区分	70歳以上75歳未満の人	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
一般	12,000円	44,400円
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ 後期高齢者医療被保険者証(保険証)を郵送します

現在お持ちの保険証(黄色)の有効期限は7月31日までとなっておりますので、新しい保険証(オレンジ色)を7月中に簡易書留で郵送します。8月1日からは、新しい保険証をお使いください。
新しい保険証に記載してある一部負担金の割合は、平成25年度の住民税の課税所得をもとに判定しています。
なお、有効期限を過ぎた保険証は適正に処分してください。

一部負担金の割合(窓口負担)



限度額適用・標準負担額減額認定証の更新と新規申請

①更新
現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」(黄色)の有効期限は、7月31日までとなっております。8月1日からも引き続き該当する人には、新しい認定証(オレンジ色)を保険証に同封し郵送します。
②新規の申請
住民税非課税世帯の人で、現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない人が、入院や通院で高額な医療費がかかる場合には、この認定証が必要となります。国民健康保険係の窓口申請してください。
※住民税課税世帯の人は該当しません。

申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証、印鑑
保険料額決定通知書を郵送します
平成25年度の正式な保険料が決定しましたので、7月中に保険料額決定通知書を郵送します。
特別徴収(年金からの天引き)の人、または普通徴収の口座振替で納付している人へ①保険料額決定通知書と②説明資料などを郵送します。
②の他に納付書を同封しますので、納付期限内に納付してください。

募集 シニアのためのウォーキングを健康ウォーキング

☎ 老人クラブ連合会 ☎(232)8638
☎ 介護保険課 介護予防係 ☎(232)2366

生きがいのある生活を送るためには、運動習慣を身につけ、体力の保持に努めることが大切です。正しい指導のもと、ウォーキングを楽しみましょう。

ウォーキングは、家の近所など、いつでも・どこでも手軽に行えるというメリットがあります。さらに、有酸素運動であるウォーキングは、生活習慣病や認知症などの予防効果やアンチエイジング効果なども期待できます。



▲ウォーキングをする参加者たち

- 日時 7月17日(水) 午前9時～午前10時30分
- 場所 菊陽杉並木公園ふれあい広場
- 集合場所 菊陽杉並木公園管理センター前
- 対象者 おおむね65歳以上の町民で、人の手を借りずに30分程度のウォーキングができる人
- 持参物 飲み物、歩数計(持っていない人には貸し出します)、タオル
- 費用 保険料100円(当日徴収)
- 定員 50人(先着順)
- 申込方法 ○老人クラブ連合会に電話で申し込む 月・水・金曜日 (午前9時30分～午後3時30分) ☎(232)8638
○介護保険課に電話で申し込む 火・木曜日 (午前8時30分～午後5時15分) ☎(232)2366
- 申込期限 7月10日(水)

菊池地域の高校に通う高校生の皆さんへ 思春期メール相談を行っています

菊池保健所では、菊池地域の高校に通う高校生を対象にメール相談を行っています。友達のことや恋愛、勉強、体のことなどで悩んでいませんか。面と向かって相談しづらい時、悩みをメールで送れば年齢の近い大学生が相談に乗ってくれます。自分で悩みをため込まず、解決に向けて相談してみませんか。
メール相談窓口はこちら 大学生の活動はこちら
kikupeer@yahoo.co.jp http://ameblo.jp/kuma-peer/



※このメール相談は、菊池地域の高校に通う高校生が対象です(保護者は対象ではありません)。対象者以外で相談がある人は菊池保健所にご相談ください。
■問い合わせ 菊池保健所 ☎0968(25)4138

指定地域密着型サービス事業者を募集します

町では「第5期菊陽町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、地域密着型サービスの整備を計画的に推進しており、平成25年度は下記施設を整備する予定です。
そこで、下記の事業所を開設したい法人は、注意事項を確認し、受付期間内に公募申請書の提出をお願いします。
指定する事業者は、菊陽町地域密着型サービス運営委員会で審査し、町が決定します。

- 申請対象の地域密着型サービス施設 認知症対応型共同生活介護(2ユニット：定員18人) 1施設
- 受付期間 7月1日(月)～7月31日(水)
- 注意事項 詳しくは、介護保険課にご確認ください。
- 問い合わせ 介護保険課 介護保険係 ☎(232)2508